

令和 7 年 4 月 10 日

就労継続支援 A 型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書

事業所名	ゆうワークス
住 所	長田区腕塚町1丁目1番3号
電話番号	078-798-7277

事業所番号	2810601597
管理者名	秋山圭子
対象年度	令和6年度

利用者の知識・能力向上に係る実施概要

<活動内容>

活動場所 神戸市長田区
 実施日程 令和6年11月6日
 実施した利用者の知識・能力向上に係る実施の概要
 利用者数 等
 働く上で必要な法律知識

<目的>

自分自身の就労を進めていく中で
 安心して働くためにも理解をしておくべき
 必要な知識の取得を目指す。

<成果>

自分自身を守るためにも知っておくべき知識を
 最低限習得するという目的を果たすことができた。

<活動の様子>

働く上で必要な法律知識
 ～働くためのルールとは？～

KISEKI社会保険労務士法人
 代表社員 小林潔浩
 社会保険労務士 社会福祉士 精神保健福祉士
 職場適応援助者(ジョブコーチ)

労働契約とは



連携先の企業や事業所等の意見または評価

法律や制度の内容でしたので、硬い話となってしまいましたが、熱心に聞いていただきました。
 多様な働き方が成り立つ今日において、みなさまにとって必要な知識を今後も提供していきますので、
 よろしく願いいたします。

連携先企業（担当者）

K I S E K I 社会保険労務士法人 小林

利用者からの意見・評価

難しい内容でしたが、働く上で知っておかなければならないものだと思います。これからは勉強をしていきたいです。